

仕様書・案

1 業務名

教員・児童生徒向けデジタル教材の活用基盤整備事業・生成 AI 提供業務

2 目的

デジタル田園都市国家構想推進交付金・タイプ S「デジタル教材の活用基盤整備」事業を活用し、県が目指す「始動人輩出」、「デジタル・クリエイティブ人材育成」と親和性が高い「美術教育(小学校図画工作科 中学校美術科)」を対象として、生成 AI を提供する。

安心・安全を最優先として教員の適切な指導・支援のもとで、子供の創造力育成の観点で生成 AI がどのように活用できるか、具体的な利用シーンと教育的効果を実証する。

(デジタル田園都市国家構想推進交付金)

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/policy/policy1.html>

3 期間

契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日

4 業務の概要

4.1 生成 AI の提供

実証校で利用する生成 AI を提供する。

- ・ 美術教育の「多様性を許容すること」「批判的に捉えること」の側面から、教育現場における生成 AI の利用方法を検討する。
- ・ 例として、児童生徒の思考を促すために、生成 AI が「称賛・問いかけ・復唱・整理・促し」を返すイメージを想定する。
- ・ 安心・安全を確保するために、生成 AI のフィルター機能、利用状況の適切なモニタリングを重視する。

4.2 実証校での利用支援

実証を行う学校で利用する際の技術的支援、生成 AI 自体に対する正しいイメージを持たせる説明等、必要な支援を行う。

4.3 関連メンバーとの連携

本事業の関連メンバーとして、美術教育の専門家、倫理的・法的・社会的課題の解決に関する専門家、教育課程の専門家との連携を予定している。県教育委員会の指示を受けながら、情報交換等を行う。

4.4 実証結果の整理

本事業を通して得られるログを、利用回数、精度、利用者の反応など、技術的な側面で整理し、

結果を報告する。

5 前提とする文書

本事業実施に当たり、教育分野における生成 AI の利用、及びデータ利活用の観点で、次の文書を前提とする。

- ・ 生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン(文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/other/mext_02412.html
- ・ 教育データの利活用に係る留意事項(文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00007.htm

6 生成 AI の機能

6.1 利用者と UI イメージ

- ・ 利用者は小中学校の教員・子供を想定する。生成 AI サービスはクラウドサービスを想定し、選定にあたってはサービスの年齢制限に留意する。
- ・ 利用形態は、1人1台端末(Chromebook,iPad,Windows)を利用した Web サービスか、スマートスピーカ等を教室に設置する形態を想定する。1人1台端末以外に必要なライセンスやハードウェアは本事業の経費として計上する。
- ・ Web サービスとして提供する場合、プロンプト入力、キーボード入力や音声入力を想定する。
- ・ Web サービスは、利用者による初期設定を不要としたり、簡易な方法でログインできる等、利用者が利用しやすいことが望ましい。また、UI にキャラクターを利用するなど、利用者が関心を持つ UI が望ましい。

6.2 生成 AI のフィルター・調整

- ・ 生成 AI は、違法な情報、子供にとり有害な情報を、利用者に返さない方針で調整されていること、または設定ができること。
- ・ 利用者が、著作権を侵害する情報を引き出そうとするプロンプト指示をした際に、生成 AI は回答を拒否する機能を有することが望ましい。
- ・ 本事業の利用者が生成 AI に入力したデータを保護し、本事業以外の用途で、生成 AI の学習に利用しないこと。
- ・ 権限のある管理者が、予め生成 AI の役割や回答方針を調整できること。より教育効果が高まる回答方針への調整、想定外の利用方法に対して回答内容を管理する対策等を想定する。

6.3 生成 AI のログ

- ・ 安心・安全に利用されているか確認する目的で、利用ログ(利用者、日時、入力プロンプ

- ト、生成 AI の出力等)を蓄積し、権限のある管理者がモニタリングする。
- ・ 実証結果を整理する目的で、利用回数、精度、利用者の反応などをログ蓄積する。
- ・ 任意の利用者から申し出があった場合、該当利用者の利用ログをすべて削除する。

6.4 情報セキュリティ

- ・ 群馬県教育委員会 教育情報セキュリティポリシーに準拠する。
- ・ 生成 AI サービスや、本事業で作成するサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)クラウドサービスリストから選定することが望ましい。
- ・ 生成 AI の調整や利用者ログの取り扱いは、権限のある管理者に限定し、IP アドレス制限や多要素認証等、強固なアクセス認証を行う。

7 生成 AI の利用量

7.1 想定利用量

協力教員の授業に限定して利用することを想定し、生成 AI の利用量は以下を想定する。

- ・ 協力教員数：30 名
- ・ 月間授業数：30 名 * 20 回/月(1 日 1 授業で生成 AI を利用) = 600 回
- ・ 月間会話数：600 回 * 30 名(教員・子供) * 20 会話/授業 = 36 万会話
- ・ 文字数・トークン数は、標準的な生成 AI 利用状況から積算し、本事業の経費として計上する

7.2 利用量のモニタリング

予算管理の観点で、利用トークン数をモニタリングし、適切に予算を管理する。

8 スケジュール案

8.1 契約締結～10 月頃

- ・ 生成 AI サービスの契約、調整

8.2 実証(10～3 月)

- ・ 実証校で利用
- ・ サービス利用に関する技術的支援(ログイン方法の案内や利用方法の説明)や、生成 AI 自体に対する説明
- ・ 利用ログのモニタリング、回答方針の調整
- ・ 専門家との連携
- ・ 群馬県教育委員会・受託者によるミーティングを定期的に開催し、業務状況共有と課題管理を実施。(週 1 回・1 時間程度を想定)

8.3 実証結果の整理

- ・ 本事業のログを技術的な側面で整理、結果を報告

9 留意事項

9.1 成果物の取り扱い

本事業で得るデータ・成果品の著作権は、原則、群馬県教育委員会に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については、受託者に帰属するものとする。

9.2 個人情報の取り扱い

受託者は、業務の履行に当たって個人情報を取扱う際は、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日群馬県条例第76号）に基づき、その取扱いに十分注意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の保護に努める。

9.3 守秘義務

受託者は、業務の実施に関して知り得た、本業務の情報やその他の秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。委託業務終了後においても同様とする。

9.4 一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。受託者は、群馬県教育委員会と協議の上、本業務の一部を第三者に委託することができる。

9.5 委託料

委託料は、業務委託期間終了時に、受託者が群馬県教育委員会へ実績報告書を提出し、群馬県教育委員会による完了検査に合格した後、清算する。委託料の金額は、受託者が作成する経費精算書を基に、群馬県教育委員会と受託者との協議の上、委託料上限額の範囲内で確定する。

9.6 その他留意事項

- ・ 受託者は各種関係法令等を遵守し、公平性、透明性のある業務運営に努める。
- ・ 受託者は群馬県教育委員会や関係者と適宜連絡調整を行い、円滑な業務実施に努める。
- ・ 受託者は疑義や事故等が発生した場合は、速やかに群馬県教育委員会に報告・協議して適切な対応を取る。
- ・ 群馬県教育委員会は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、または事務所等に立ち入り、関係帳票類、その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問を行う。
- ・ 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することができる。この場合において、群馬県教育委員会は受託者の損害を補償しない。
- ・ 受託者は、受託者が変更となる場合には、後任の受託者が円滑に本業務を引継げるよう、適切な配慮・対応を行う。